

# 福岡県公報

平成28年11月22日  
第3846号

## 目次

### 告示(第800号-第810号)

○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
<b>公 告</b>	
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○基本測量の終了	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6

○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 7
○意見募集の結果の公示	(保健衛生課) …………… 7
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農村森林整備課) …………… 8

## 告 示

### 福岡県告示第800号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上伊良原字松尾2086の2、2086の3
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第801号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	田川 直方線	前	直方市溝堀二丁目4618番 6先から 直方市新町二丁目463番 1先まで	9.5 ～ 43.9	666.0
			前	直方市溝堀二丁目4618番 6先から 直方市新町二丁目463番 1先まで	7.0 ～ 43.9	660.0
			後	直方市溝堀二丁目4618番 6先から 直方市新町二丁目463番 1先まで	9.5 ～ 43.9	666.0
			後	直方市溝堀二丁目4618番 6先から 直方市新町二丁目463番 1先まで	7.0 ～ 43.9	660.0

**福岡県告示第802号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年11月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	田川 直方線	直方市溝堀一丁目4745番3先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで

**福岡県告示第803号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年2月福岡県告示第223号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津古(c)	小郡市津古（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第804号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年2月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津古(c)	小郡市津古（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第805号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津古(c)-1	小郡市津古（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津古(c)-2	小郡市津古（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第806号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津古(c)-1	小郡市津古（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
津古(c)-2	小郡市津古（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第807号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用す

る同条第4項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片縄団地	筑紫郡那珂川町片縄北五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第808号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片縄団地	筑紫郡那珂川町片縄北五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第809号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15183-12	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント12月号	雑誌15115-12	マイウエイ出版株式会社	

### 福岡県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	行 橋 添 田 線	前	京都郡みやこ町犀川大坂280番22先から 京都郡みやこ町犀川大坂280番13先まで	41.2 ～ 65.0	91.0
			後	京都郡みやこ町犀川大坂280番22先から 京都郡みやこ町犀川大坂280番13先まで	37.2 ～ 51.2	

## 公 告

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日  
平成28年11月8日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社九栄建設	北九州市小倉南区大字貫1806-3	原 光一郎	平成24年5月17日・平成27年7月10日 福岡県知事許可（特・般-24・27） 第61924号

- 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業並びに管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実  
株式会社九栄建設は、建設業法違反（虚偽の専任技術者証明書を県に提出）で、平成28年10月4日小倉簡易裁判所から、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当する。  
このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字永岡190番目、191番1及び191番4から191番13まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
小郡市三沢2926番地の9  
株式会社福田組

代表取締役 福田 末春

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	平成28年10月26日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町大字山鹿	平成28年10月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点、3級水準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡芦屋町	平成28年10月25日から 平成29年1月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字柄杓田	平成28年10月20日から 平成29年2月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区 大字塩屋ほか	平成28年10月6日から 平成28年12月26日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 測量の種類

公共測量 数値写真地図作成（レベル1000、レベル2500）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市、八女市、 みやま市、広川町 全域	平成28年11月4日から 平成29年2月28日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八女市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 測量の種類

公共測量 数値写真地図作成（レベル1000、レベル2500）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市、八女市、 みやま市、広川町 全域	平成28年11月4日から 平成29年2月28日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやま市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 測量の種類

公共測量 数値写真地図作成（レベル1000、レベル2500）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市、八女市、 みやま市、広川町 全域	平成28年11月4日から 平成29年2月28日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、広川町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 測量の種類

公共測量 数値写真地図作成（レベル1000、レベル2500）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市、八女市、 みやま市、広川町 全域	平成28年11月4日から 平成29年2月28日まで

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成28年10月31日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ苅田

(2) 所在地 京都郡苅田町殿川町1-7

## 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サンリブe1苅田	サンリブ苅田

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 他18社	株式会社サンリブ 他17社

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西鉄ストア朝倉街道店

(2) 所在地 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**公告**

特殊形態営業に関する取扱要領の改正案について、平成28年8月29日から平成28年9月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成28年11月10日に改正しました。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

## 問合せ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成28年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人中間市地域活性化協議会

(2) 代表者の氏名

富田 誠二

(3) 主たる事務所の所在地

中間市鍋山町一丁目10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地方公共団体や地域住民と共に、実現可能性の高い様々な地域イベントや経済活動を通じて、地域社会全体の底上げを図ると共に、地域住民が伝統的に大切にしてきたチャレンジ精神の向上とボランティア活動を通じて育まれる奉仕の精神を起爆剤に、地域の活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年10月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人クローバーキッズ大刀洗

(2) 代表者の氏名

井上 聖基

(3) 主たる事務所の所在地

三井郡大刀洗町大字富多819番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後や休校時における保育を必要とする児童に対し、安心・安全な生活・遊びの場を提供するとともに、保育内容の充実及び発展を目的とする事業を行う。また、学童保育の施設や設備の充実と保育内容の向上を行政に働きかけることにより、子どもたちの健全な育成を図りながら、保護者の子育てを支援し健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年11月22日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
田川市大字伊田法月地区土地改良事業共同施行	田川市大字伊田の一部 (田川市大字伊田法月地区)	平成28年10月25日